

ご関係各位

全国舞台テレビ照明事業協同組合(全照協)

2020.4.21「雇入れ時の安全衛生教育・足場の組立て等特別教育」中・四国地区開催のご案内

平素より全国舞台テレビ照明事業協同組合(全照協)の活動にご理解ご協力を賜り有難うございます。
この度全照協では「雇入れ時の安全衛生教育・足場の組立て等特別教育」を以下の日程にて出張開催致します。

「足場の組立て等特別教育」は、2015年7月1日、厚生労働省において多発する足場からの墜落・転落による労働災害を防ぐために、足場に関する墜落防止措置などを定める労働安全衛生規則が改正され、足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務に従事する者に対し、事業者は特別教育の実施を義務付けられた特別教育です。

「雇入れの際の安全衛生教育」は労働者安全衛生法で定められており、従業員を雇った時には必ず実施しないとけません。この教育は新卒採用者に限られているわけではなく、新たに雇入れたすべての従業員が対象です。パートタイマーやアルバイトといった短時間勤務の方に対しても必要な教育です。製造業、運送業、建設業だけでなく、すべての事業で実施する法的義務があります。派遣労働者については、雇入れ時(派遣時)の安全衛生教育は派遣元に実施義務があります。

雇入れ時の安全衛生教育は、特別教育と違い、法令等での細かいカリキュラムや教育時間の指定がなく、安衛則第35条を踏まえながら、自社の業務に合わせて教育内容を決めなければいけません。関係法令の知識が必要となり、自社開催が難しい場合もあるかと思しますので、全照協として「足場組立等特別教育」のカリキュラムに「雇入れの際の安全衛生教育」内容をプラスして「雇入れ時の安全衛生教育・足場の組立て等特別教育」として開催いたします。

今年度は、新型コロナウイルスの影響により多くのイベントが中止になっています。しかし「雇入れ時の安全衛生教育」を行わなくて良い特例法がでる訳ではありませんし、今後業務が回復してきた時に、新入社員が「雇入れ時の安全衛生教育」や「特別教育」を修了していない状態で、高所作業等の危険作業に従事させて良い訳でもありません。

全照協では少しでも組合員負担を軽減するため「雇入れ時の安全衛生教育・足場の組立て等特別教育」の受講料は、今年度のみ「足場組立等特別教育」の受講料にて開催いたします。受講をご希望される方は添付のお申込書にご記入の上、全照協事務局までFAXにてお送りください。

※今後の新型コロナウイルス拡大に伴う、政府・自治体の要請等により開催を中止・延期する可能性もございます。
予めご了承ください。

記

開催概要

- 開催日時：2020年4月21日(火) 9:15～17:15 (9:05 受付開始 講義 7H、最大拘束約 8 H)途中休憩有り
- 開催場所：広島商工会議所 306号室
- 講師：寺田 航(全照協) 中央労働災害防止協会足場の組み立て等業務特別教育インストラクターコース修了
- 受講資格：18歳以上の舞台テレビ等演出空間業務従事者で、日本語での受講が問題なくできる者(通訳同行不可)
※新型コロナウイルス感染症を踏まえ、発熱等の症状が見られる方は出席をお控えください
- 受講費(税別・テキスト代・修了証発行代込) 組合員 5,000円/賛助会員 6,000円/一般受講者：9,000円
※受講費につきましては後日、請求書をお送りさせていただきます。
※お支払確認後、修了証をお送りさせていただきます。
- 定員：50名(お申込み多数の場合は先着順とさせていただきます)
- 申込方法：当申込書に必要事項ご記入頂き、全照協事務局へFAXにて2020年4月6日(月)までにお申込みください。申込書が届きましたら折り返しご入力頂きます受講者データ(エクセル)を、ご担当者様のメールアドレス宛に、メール添付にてお送りいたします。ご入力の上メール返信お願い致します。
- お問い合わせ：全国舞台テレビ照明事業協同組合(全照協)
東京都千代田区神田錦町1-5 カワベビル2階A室 事務局：講習担当：寺田航、事務担当：小竹なな恵
TEL：03-5577-7844 FAX：03-5577-7845 Mail：jimukyoku@zenshokyo.or.jp

